

# 特別徴収の事務取扱いについて

特別徴収義務者各位のご協力とご尽力によりまして、市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務は、逐年この制度の運営に大きな成果を取っておりますことを深く感謝いたしております。

さて、特別徴収をお願いすることになりましたので、この取扱いにつきましては下記事項にご留意のうえ、今後とも一層のご配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 1 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

納税者の便宜をはかるため、地方税法ならびに市税条例の規定によって、納税者が納めなければならない特別徴収税額を $\frac{1}{12}$ に分けて、（6月から翌年5月まで）毎月事業所等から給料が支払われるときに差引いて、その月分を翌月10日までに納めていただくことをいいます。ただし、均等割額に相当する金額以下の方については第1回（6月分）で全額を納付していただきます。

### 2 特別徴収義務者

納税義務者に対して給与の支払をする方で、地方税法ならびに市税条例の規定によって指定された方をいいます。市から「特別徴収税額の通知書」等が送達されますと、特別徴収の義務が発生し、この特別徴収義務者は、毎月定められた税額を給与から差引いて、定められた納期限（徴収した月の翌月10日）までに納入しなければなりません。

### 3 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書等を受領されましたら

関係書類一式を受取られましたら各内容を確認してください。特別徴収税額の通知書等に記載された指定番号は貴事業所を示すものです。今後市に提出される書類には、必要箇所の記入とともに必ずこの番号を記入してください。

「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」（同封の書面又は電子通知）は、各納税者へ必ず交付してください。退職その他の事由により交付不能の方があられる場合は、異動届出書をつけてお返しください。

#### 4 月割額の徴収および納入期限

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知書に記載してあります月割額を、6月から翌年5月まで給与の支払をする際、毎月その月分を徴収して、その徴収した月の翌月10日（土曜日・日曜日・国民の祝日・その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日）までに納入してください。

#### 5 納入の方法ならびに払込金融機関

別冊の特別徴収関係書類綴の「納入済通知書」「納入書」および「領収証書」の納入金額(1)の欄に記載されている税額を確認し、変更がない場合は表紙の裏面に記載してあります取扱金融機関に納入してください。納入金額(1)の欄の税額に変更がある場合は、納入金額(1)の欄の税額を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい税額を記入して納入してください。その際¥記号は記入しないでください。

#### 6 納税義務者が異動した場合

納税義務者が年の中途において、退職・休職・転勤・その他の事由によって給与の支払を受けなくなった時は、その事由の発生した都度、「給与支払報告書特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に記入してすみやかにご提出ください。また、転勤の場合も、前記異動届出書に必要事項記入のうえ提出してください。

なお、納税者が本年の中途で住所を他の市町村へ変更されても、当該年度分の市民税・県民税は引続き徴収して、本市へ納入していただくかなければなりません。

#### 7 退職所得の分離課税について

退職手当等に対する個人の住民税の課税方法は、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる月に特別徴収されることとなりますが、徴収された税額の納付の方法は、市民税・県民税の納入書の納入金額の「退職所得分」欄と裏面の「納入申告書」に該当事項記入のうえ、月割額と合せて、徴収された翌月10日までに納入してください。また、この綴にとじ込んであります「退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書」を提出していただきますようお願いします。

## 8 納税者が退職等をした場合の特別徴収の一括の取扱いについて

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職された場合、その退職者本人から特別徴収税額の残税額を一括徴収したい旨の申し出があれば、これを一括徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。
- (2) 翌年1月1日から4月30日までの間の退職者等については、退職者本人から申し出がなくても、残税額を一括徴収し、翌月10日までに納入していただきます。

## 9 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額を変更する必要がある時は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、納税義務者用は納税者に交付してください。

特別徴収義務者が徴収すべき月割額は、変更通知書に記載された月割額（変更による新しい税額）によって徴収し、これを納入していただきます。

## 10 月割額を滞納された場合

納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%（ただし、当該期間の属する年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）、それ以降の期間については、年14.6%（ただし、当分の間、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額を徴収します。

また、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、財産差押処分を受けることがあります。